

◎佐賀県条例第12号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
 (佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和41年佐賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(麻薬等監視手当) <b>第18条</b> 麻薬等監視手当は、薬務課に勤務する薬剤師(麻薬取締員を除く。)が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>大麻取締法</u> (昭和23年法律第124号)第21条第1項の規定による業務 (4) 略 2 略	(麻薬等監視手当) <b>第18条</b> 麻薬等監視手当は、薬務課に勤務する薬剤師(麻薬取締員を除く。)が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> (昭和23年法律第124号)第21条第1項の規定による業務 (4) 略 2 略

第2条 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(麻薬等監視手当) <b>第18条</b> 麻薬等監視手当は、薬務課に勤務する薬剤師(麻薬取締員を除く。)が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> (昭和23年法律第124号)第21条第1項の規定による業務 (4) 略 2 略	(麻薬等監視手当) <b>第18条</b> 麻薬等監視手当は、薬務課に勤務する薬剤師(麻薬取締員を除く。)が、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)・(2) 略 (3) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u> (昭和23年法律第124号)第22条の3第1項の規定による業務 (4) 略 2 略

(佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正)

**第3条** 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成26年佐賀県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) <b>第2条</b> この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>大麻取締法</u>（昭和23年法律第124号）<u>第1条</u>に規定する大麻  (2)～(7) 略</p>	<p>(定義) <b>第2条</b> この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律</u>（昭和23年法律第124号） <u>第2条第2項</u>に規定する大麻  (2)～(7) 略</p>

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。